

# 保育の必要性の認定基準について

平成26年8月22日

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付費を支給する仕組みとなる。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」（保護者の就労、疾病など）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）③「優先利用」について、国が基準を設定

## 2. 認定について

- 保育の認定に当たっては、主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、とパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の2区分を設定している。
- この2つの区分に基づき、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて保育必要量を設定し、認定する。

### 3. 支給認定区分

	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3歳以上	<p><u>教育保育標準時間認定（＝1号認定）</u></p> <p>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、学校教育のみを受ける子ども</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼稚園</li> <li>・ 認定こども園（幼稚園部分）</li> </ul>	<p><u>保育認定（＝2号認定）</u></p> <p>満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保育を必要とする子ども</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育所</li> <li>・ 認定こども園（保育所部分）</li> </ul>
3歳未満	<p><u>認定なし</u></p> <p>【利用する教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ なし</li> </ul>	<p><u>保育認定（＝3号認定）</u></p> <p>満3歳未満の保育を必要とする子ども</p> <p>【利用する主な教育・保育事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認可保育所</li> <li>・ 認定こども園（保育所部分）</li> <li>・ 地域型保育事業</li> </ul>

※保育の必要性ありの事由があっても、保護者の希望により、1号認定を受けて、幼稚園及び一時預かり事業を利用することも可能



<p><u>保育短時間</u></p> <p>1日、最大8時間の保育利用が可能</p>	<p><u>保育標準時間</u></p> <p>1日、最大11時間の保育利用が可能</p>
---	---

## 4. 保育を必要とする事由及び必要量

	国が定める基準	村上市基準（案）
事 由	<p>保育の認定は、保護者のいずれもが次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①就労 1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で市町村が定める時間以上労働することを常態とする</li> <li>②妊娠、出産</li> <li>③保護者の疾病、精神又は身体障害</li> <li>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護</li> <li>⑤災害復旧に当たっていること</li> <li>⑥求職活動を継続的に行っていること（起業準備を含む）</li> <li>⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）</li> <li>⑧虐待やDVのおそれがあること</li> <li>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</li> <li>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</li> </ul>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定めるべき特別な事情や特性が特にないことから国基準を村上市の基準とする。</p> <p>ただし、第5回子育て会議の意見に基づき、就労時間の下限は、1か月あたり48時間とする。</p> <p>「別居親族の介護・看護」について、          （「⑩その他、上記に類する状態にあると上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当する事由として認める。）。</p> <p>○ そのほか、「⑩その他、上記に類する状態にあると上記に類する状態として市町村が認める場合」の運用については、国の基準に照らし合わせることを基本とし、様々な状況の下で支援が必要な家庭に対して個別具体的に対応することとする。</p>

<p>保育の 必要性 の基準 の調整</p>		<p>保育を必要とする子どもが次のいずれかの事由に該当する場合は、保育の必要性の基準を調整することができる。</p> <p>①同居の親族その他による保育ができること ②①のほか、保育の必要性の基準を調整することが適当と市長が認める場合</p>
<p>保 育 必要量</p>	<p>○保育標準時間：1日11時間まで 1月当たり212時間を超え292時間まで (就労時間の下限は、1か月あたり120時間程度)</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで 1月当たり212時間まで (就労時間の下限は、1か月あたり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が地域の就労実態等を考慮して定めることとする。)</p>	<p>○保育標準時間：1日11時間まで 同左</p> <p>○保育短時間：1日8時間まで 同左(ただし、就労時間の下限は、1月当たり48時間とする。)</p>
<p>優 先 利 用</p>	<p>保育を必要とする子どものうち、優先的に保育を行う必要があると認められる者は、次のいずれかの事由に該当するもの。</p> <p>①ひとり親家庭 ②生活保護世帯 ③生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 ④虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 ⑤子どもに障害がある場合 ⑥育児休業明け ⑦小規模保育事業などの卒園児 ⑧その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>	<p>本市の実情に、国の基準と異なる内容を定めるべき特別な事情や特性が特にないことから国基準を村上市の基準とする。</p>

【参照法令】

○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）

第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。

① 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）

② 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

③ 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

2 内閣総理大臣は、前項第2号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第20条 前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。

2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。

3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが前条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。）の認定を行うものとする。

4 市町村は、第1項及び前項の認定（以下「支給認定」という。）を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者（以下「支給認定保護者」という。）に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証（以下「支給認定証」という。）を交付するものとする。

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第24条 市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第3条第1項の認定を受けたもの及び同条第9項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3 市町村は、保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。以下この項及び第46条の二第2項において同じ。）（保育所であるものを含む。）又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うとともに、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業等を行う者に対し、前項に規定する児童の利用の要請を行うものとする。

○内閣府令第四十四号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則を次のように定める。

子ども・子育て支援法施行規則

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法百三十四条第一項に規

定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

1 この府令は、法の施行の日から施行する。

（就労時間に係る要件に関する特例）

2 施行日から起算して十年を経過する日までの間は、第一号の規定の適用については、同号中「四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは「市町村」とする。

○内閣府令第五十五号

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令 平成二十六年七月十七日（省略）